

株式会社早稲田学習研究会 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社早稲田学習研究会と称し、英文では WASEDA GAKUSHUKENKYUKAI CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 学習塾の経営
- 2 書籍の企画、製作及び出版
- 3 広告、宣伝、販売促進に関する企画、制作業務及びその受託
- 4 通信教育教材の作成及び添削の事業
- 5 教育関連図書及び教育関連機器の販売
- 6 模擬学力試験の実施
- 7 教育関連映像及び動画の企画、制作業務
- 8 損害保険の代理店業務
- 9 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設計)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。
やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は4000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、基準日を定めるときは、当該基準日の 2 週間前までに、当該基準日及び基準日株主又は登録株式質権者が行使することができる権利（基準日から 3 ヶ月以内に行使するものに限る。）の内容を公告しなければならない。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に、招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令又は本定款の別段の定めによるべき場合はこの限りでない。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を 1 名以上選定し、そのうち会長、社長を各 1 名定めることができる。なお、会長と社長を兼務することを妨げない。

2 前項のほか、取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができ、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、取締役会の決議事項について特別の利害関係を有する取締役は、その事項について議決権を行使することができない。

3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 39 条 配当財産がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。また未払配当財産には利息をつけない。

附則 1

この定款は、2025 年 6 月 26 日から施行する。

附則 2

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 30 回定時株主総会終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、同定時株主総会終結に伴う変更前の定款第 31 条第 1 項及び第 2 項の定めるところによる。

附則 3

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第 36 条（事業年度）の規定にかかわらず、当社の第 34 期事業年度は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までとする。

2 本条は第 34 期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。

附則 4

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第 38 条（剰余金の配当の基準日）は、第 34 期事業年度については、変更後の定款を適用する。

2 本条は第 34 期事業年度の期末配当の効力発生をもって、これを削除する。

以上

この定款は、当会社が作成し保存する原本と
相違ないことを証明する。

2025 年 6 月 26 日

東京都中央区京橋一丁目 6 番 11 号

株式会社早稲田学習研究会

代表取締役 吉原 俊夫